

第93回 定時株主総会招集ご通知

日時

2026年3月25日（水曜日）午前10時（午前9時 開場）

場所

東京都文京区関口二丁目10番8号

ホテル椿山荘東京 バンケット棟 5階「グランドホール 椿」

インターネット等または郵送による議決権行使期限

2026年3月24日（火曜日）午後5時まで



株主総会ポータルのご案内

スマートフォン等から本株主総会情報の閲覧、事前質問および議決権を行使いただけます。
本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、下記URLにアクセスし、議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力ください。

<https://www.soukai-portal.net>



株主総会ライブ配信のご案内

株主総会の模様をインターネットによるライブ配信でご覧いただけます。

<https://v.srdb.jp/9722/2026soukai/>



詳細は5ページをご覧ください

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

お土産の配布は実施していません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード9722
2026年3月3日
(電子提供措置の開始日2026年2月25日)
東京都文京区関口二丁目10番8号

藤田観光株式会社

代表取締役兼社長執行役員 山下 信典

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第93回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.fujita-kanko.co.jp/ir/stock/file/meeting_syosyu93.pdf



東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当社名「藤田観光」または証券コード「9722」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご覧ください。

株主総会ポータル

<https://www.soukai-portal.net>

QRコードは議決権行使書用紙に記載しております。
(株主様ごとにQRコードが異なります)

本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLにアクセスし、議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力ください。

株主の皆さまにおかれましては、3ページのいずれかの方法により、議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または郵送により議決権を行使することができますので、2026年3月24日(火曜日)午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月25日(水曜日) 午前10時(午前9時 開場)
2. 場 所 東京都文京区関口二丁目10番8号
ホテル椿山荘東京 バンケット棟5階「グランドホール 椿」
3. 目的事項 報告事項 1. 第93期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告、
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
2. 第93期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類の報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 取締役11名の選任の件
第4号議案 監査役2名の選任の件
第5号議案 補欠監査役1名の選任の件
第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

なお、ご送付している書面のページ番号、項番、参照ページの記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載内容を掲載させていただきます。

◎当日の議事進行につきましては、日本語で行います。なお、株主様が通訳者(手話通訳を含む)を帯同される場合、または介助者を帯同される場合は、当日会場受付にてお申し出いただければご入場いただけます。

議決権行使のご案内



インターネット等で議決権を行使される場合

- 方法1** 「株主総会ポータル」による議決権行使方法
本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取り、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳細は次ページをご覧ください。
※一度議決権を行使した後に行使内容を変更する場合は、方法2「議決権行使ウェブサイト」からの議決権行使方法により変更内容をご入力ください。
- 方法2** 「議決権行使ウェブサイト」からの議決権行使方法
議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力のうえ「ログイン」をクリックし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2026年3月24日(火曜日) 午後5時まで



郵送で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずに行使期限までに到着するように、お早めにご投函ください。
議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2026年3月24日(火曜日) 午後5時到着分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年3月25日(水曜日) 午前10時

場所 東京都文京区関口二丁目10番8号 (末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。)

インターネット等による議決権行使の際の注意点

- ① インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱います。
- ② インターネット等によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱います。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。
なお、ご不明な点等がございましたら下記ウェブサポート専用ダイヤルへお問い合わせください。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
電話 0120-652-031 (受付時間 午前9時~午後9時、フリーダイヤル)

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネット等による行使期限
2026年3月24日（火）午後5時

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2026年3月18日(水)午後5時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問のなかで株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

インターネットによるライブ配信のご案内

第93回定時株主総会の映像と音声を、株主様に限定しインターネットを通じてライブ配信いたします。事前のお申込みの必要なくご自宅等からご覧いただくことができますので、是非ご利用ください。なお、**本ライブ配信を通じて、本株主総会当日の決議にご参加いただくことはできませんので、事前に議決権をご行使**のうえ、ご視聴ください。

配信日時	2026年3月25日（水曜日）10時～本株主総会終了まで (配信用ウェブサイトは、開会前の午前9時頃よりアクセス可能となります。)	
視聴方法	<p>(1) パソコン、タブレット端末、スマートフォンにて以下のURLまたはQRコードを使い、「株主総会ライブ配信サイト」にアクセスしてください。 ※株主総会ポータルの「バーチャル株主総会へ」からも下記サイトURLへのアクセスが可能です。</p> <p>URL https://v.srdb.jp/9722/2026soukai/</p> 	
	<p>(2) IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、以下のIDおよびパスワードをご入力ください。</p> <p>ID 株主様のみにご案内 パスワード 株主様のみにご案内</p>	
ご視聴にあたっての ご注意事項	<ul style="list-style-type: none">● 視聴中のご質問およびご意見をお受けすることはできません。● ご使用のインターネット接続環境および回線状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。● 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。● IDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。	

◎ **ご出席される株主様のプライバシーに配慮し、配信の映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず株主様が映りこんでしまう場合がございますので予めご了承ください。**

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、剰余金の配当にあたっては株主の皆さまへの還元を十分配慮し、今後の企業体質の一層の強化と事業展開に活用する内部留保の蓄積を勘案のうえ、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績および財務状態の回復等に鑑み、直近の配当予想の1株当たり40円から30円増額し、下記のとおり1株当たり70円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式： 1株につき金 70円

総額 838,860,400円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月26日

定款の一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、2021年9月28日に発行したA種優先株式のすべてにつき、2025年8月25日をもって償還（取得および消却）を完了いたしました。

つきましては、以下のとおり、A種優先株式に関する定款の条項（第12条の2乃至9）をすべて削除し、これに伴い、発行可能株式総数に関する定款第6条および単元株式数に関する定款第8条の規定を変更することをお願いするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、定款第6条（発行可能株式総数）における発行可能株式総数および発行可能種類株式総数につきましては、当社が2026年1月1日付で実施した当社普通株式の株式分割を踏まえた内容（発行可能株式総数の4,400万150株から2億2,000万150株への変更および普通株式の発行可能種類株式総数の4,400万株から2億2,000万株への変更）を確認するとともに、今回のA種優先株式に関する定款の条項の削除に伴い、発行可能株式総数を変更し、かつ、A種優先株式および普通株式の発行可能種類株式総数に関する定めを削除することについて、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、2億2,000万150株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は2億2,000万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は150株とする。</p> <p>(略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億2,000万株</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(略)</p>

現行定款	変更案
<p>第2章の2 A種優先株式 (A種優先配当金)</p> <p>第12条の2 当社は、第45条第1項の規定に従い、剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第12条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>2. ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。</p> <p>3. 当社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。</p>	<p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>(A種期中優先配当金)</p> <p>第12条の3 当社は、第45条第2項または第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第12条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額および控除価額相当額は、基本償還価額算式および控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p> <p>2. A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p>	<p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>(金銭を対価とする償還請求権)</p> <p>第12条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</p> <p>2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。</p> <p>(基本償還価額算式)</p> <p>基本償還価額 = $100,000,000円 \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$ 払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「$m+n/365$」は「$(1+0.04)$」の指数を表す。</p> <p>(控除価額算式)</p> <p>控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 $\times (1 + 0.04)^{x+y/365}$</p> <p>「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。</p> <p>償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「$x+y/365$」は「$(1+0.04)$」の指数を表す。</p> <p>3. 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第12条の6 当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下、本条において「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額および控除価額相当額は、基本償還価額算式および控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」(強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金(強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。</p> <p>なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p>	<p><削除></p>
<p>(議決権)</p> <p>第12条の7 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p><削除></p>
<p>(株式の併合または分割等)</p> <p>第12条の8 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</p>	<p><削除></p>
<p>(種類株主総会への準用)</p> <p>第12条の9 第3章の規定(株主総会に係る規定)は、種類株主総会について準用する。</p> <p>(略)</p>	<p><削除></p>

第3号議案

取締役11名の選任の件

取締役全員（8名）は、本株主総会終結の時をもってその任期が満了いたします。つきましては当社グループの今後の事業展開および中長期的な企業価値の向上に向けて、多様な知見・専門性を踏まえた体制を構築する観点から、取締役3名（うち社外取締役2名）を増員し、新たに取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	性別	現在の当社における地位・担当
1	再任	山 下 信 典 やま した しん すけ	男性	代表取締役兼社長執行役員
2	再任	小 宮 泰 こ みや やすし	男性	取締役 人事総務本部管掌
3	再任	岡 田 哲 おか た てつ	男性	取締役 人事総務本部管掌
4	再任	吉 井 出 よし い いずる	男性	取締役 企画本部管掌
5	新任	原 田 真 憲 はら た まさ のり	男性	執行役員 企画本部副本部長
6	再任	浅 井 紀 久 子 あさ い き く こ	女性	社外 独立 取締役
7	再任	西 田 計 治 にし た けい じ	男性	社外 独立 取締役
8	再任	家 長 千 恵 子 いえ なが ち え こ	女性	社外 独立 取締役
9	再任	山 田 政 雄 やま た まさ お	男性	社外 取締役
10	新任	福 田 祐 実 ふく た ゆ み	女性	社外 独立
11	新任	松 永 安 彦 まつ なが やす ひこ	男性	社外

1

再任

やま した
山下しん すけ
信典生年月日
1963年2月2日所有する当社株式数
普通株式 1,600株

● 略歴、地位および担当

1984年 4月 当社 入社
 2003年 7月 当社 箱根小涌園ユネッサン支配人
 2006年 4月 当社 リゾートカンパニー企画室長
 2006年10月 当社 プライダル&ラグジュアリーカンパニー目白営業統括本部 営業企画部長
 2007年 4月 当社 プライダル&ラグジュアリーカンパニー目白営業統括本部長
 2009年 1月 当社 箱根小涌園 ホテル支配人
 2010年 4月 当社 箱根小涌園 総支配人
 2017年10月 当社 太閤園 総支配人
 2019年 3月 太閤園株式会社 代表取締役社長兼太閤園総支配人
 2020年 1月 当社 執行役員 ホテル椿山荘東京 統括総支配人
 2021年 3月 当社 上席理事 ラグジュアリー&バンケット事業部 副事業部長兼ホテル椿山荘東京統括総支配人
 2022年 1月 当社 執行役員 ラグジュアリー&バンケット事業部長兼ホテル椿山荘東京総支配人
 2024年 1月 当社 常務執行役員 ラグジュアリー&バンケット事業部長
 2024年 3月 当社 代表取締役兼社長執行役員 (現)

● 重要な兼職の状況：なし

● 2025年12月期取締役会出席状況：19/19回

取締役候補者の選任理由

山下信典氏は、当社グループにおいて事業所、事業部での責任者を歴任し、営業および運営業務における豊富な経験を有しております。また、2024年からは代表取締役兼社長執行役員を務めており、優れたリーダーシップを発揮し当社の経営を担っております。この経験・識見が当社の経営に活かされるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

2

再任

こ みや
小宮やすし
泰生年月日
1964年8月22日所有する当社株式数
普通株式 1,300株

● 略歴、地位および担当

1987年 4月 当社 入社
 2004年 3月 当社 ワシントンホテルカンパニー企画室 企画・開発グループリーダー
 2006年10月 当社 リゾートカンパニー企画室長
 2009年 1月 当社 箱根小涌園総務センター センター長
 2011年 6月 当社 企画本部 開発推進部長
 2016年 3月 当社 WHG事業グループ 開発チーム長
 2019年 3月 当社 管理グループ 関連事業担当責任者
 2020年 1月 当社 執行役員 管理グループ長兼関連事業担当責任者
 2021年 1月 当社 執行役員 人事総務本部副本部長兼プロパティ部長
 2021年 3月 当社 上席理事 人事総務本部副本部長兼プロパティ部長
 2022年 1月 当社 執行役員 人事総務本部長兼プロパティ部長
 2022年 3月 当社 取締役 人事総務本保管掌 (現)

● 重要な兼職の状況：なし

● 2025年12月期取締役会出席状況：19/19回

取締役候補者の選任理由

小宮泰氏は、当社グループにおいて事業所、事業部および本社部門での責任者を歴任しており、営業および運営業務と管理業務における豊富な経験および識見を有しております。この経験・識見が当社の経営に活かされるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

3

再任

おかだ
岡田てつ
哲生年月日
1967年1月4日所有する当社株式数
普通株式 900株

● 略歴、地位および担当

1990年 4月 当社 入社
 2005年 4月 当社 太閤園経理課長
 2007年 4月 株式会社東京ビーピーエス 経理グループリーダー
 2010年 1月 当社 管理本部経理財務部長
 2014年 3月 株式会社長崎ワシントンホテルサービス 代表取締役社長兼長崎ワシントンホテル総支配人
 2016年 3月 当社 WHG事業グループ 企画チーム長
 2020年 3月 当社 企画本部 経営企画・広報部長
 2020年11月 当社 WHG事業部 副事業部長
 2021年 1月 当社 執行役員 WHG事業部長
 2022年 1月 当社 執行役員 人事総務本部副本部長
 2024年 3月 当社 取締役 企画本部管掌
 2025年 1月 当社 取締役 人事総務本部管掌（現）

● 重要な兼職の状況：なし

● 2025年12月期取締役会出席状況：19／19回

取締役候補者の選任理由

岡田哲氏は、当社グループにおいて事業所、事業部および本社部門での責任者を歴任しており、営業および運営業務と管理業務における豊富な経験および識見を有しております。この経験・識見が当社の経営に活かされるものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

4

再任

よし い
吉井いずる
出生年月日
1962年7月1日所有する当社株式数
普通株式 300株

● 略歴、地位および担当

1986年 4月 同和鉱業株式会社（現DOWAホールディングス株式会社） 入社
 2006年 4月 同社 エレクトロニクスマテリアルズカンパニー 企画室長
 2006年10月 DOWAエレクトロニクス株式会社 企画室長
 2008年 4月 同社 取締役 企画室長
 2011年 4月 DOWAホールディングス株式会社 企画・広報部門部長
 2012年 3月 同社 企画・広報部門部長
 2012年 3月 当社 社外監査役
 2014年 3月 東海汽船株式会社 社外取締役
 2016年 3月 DOWAエコシステム株式会社 取締役 リサイクル事業部長
 2021年 3月 当社出向 上席理事 企画本部副本部長
 2024年 3月 当社 取締役 企画本部管掌（現）

● 重要な兼職の状況：なし

● 2025年12月期取締役会出席状況：19／19回

取締役候補者の選任理由

吉井出氏は、DOWAホールディングス株式会社において企画・管理および事業部門において責任者を歴任し、2012年から2017年にかけて当社の社外監査役を務めるほか、2021年からは当社の本社部門での責任者を歴任しており、管理業務における豊富な経験および識見を有しております。この経験・識見が当社の経営に活かされるものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

5

新任

はら だ まさ のり
原田 真憲

生年月日
1966年8月22日

所有する当社株式数
普通株式 1,300株

● 略歴、地位および担当

1989年 4月 当社 入社
 2005年 1月 当社 ワシントンホテルカンパニー 企画室 企画グループリーダー
 2006年 4月 当社 ワシントンホテルカンパニー 企画室 開発グループリーダー
 2006年10月 当社 プライダル&ラグジュアリーホテルカンパニー 企画室長
 2009年 1月 当社 企画本部 ブランド部長
 2011年 5月 株式会社長崎ワシントンホテルサービス 代表取締役社長兼長崎ワシントンホテル総支配人
 2014年 4月 当社 小涌園事業グループ 企画チーム 開発プロジェクトリーダー
 2015年 3月 当社 リゾート事業グループ 企画チーム長
 2019年 3月 当社 企画グループ 中期経営計画策定プロジェクト担当責任者
 2020年11月 当社 企画本部 経営企画・広報部長
 2021年 1月 当社 企画本部 副本部長兼経営企画・広報部長
 2022年10月 当社 企画本部 副本部長
 2023年 1月 当社 上席理事 企画本部 副本部長
 2025年 1月 当社 執行役員 企画本部 副本部長（現）

● 重要な兼職の状況：なし

取締役候補者の選任理由

原田真憲氏は、当社グループにおいて事業所、事業部および本社部門での責任者を歴任しており、営業および運営業務と管理業務における豊富な経験および識見を有しております。その経験・識見が当社の経営に活かされるものと判断し、新任の取締役候補者といたしました。

6

再任

あさ い き く こ
浅井 紀久子

社外
独立

生年月日
1964年5月11日

所有する当社株式数
0株

● 略歴、地位および担当

1987年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行
 2007年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行） 営業第十六部 次長
 2013年 4月 株式会社みずほ銀行 横浜駅前第二部長
 2014年11月 みんなの党 事務局長
 2015年 7月 みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社 入社
 2017年 7月 株式会社ビー・ワイ・オー 入社
 2017年10月 同社 取締役 管理本部長
 2021年 6月 同社 経営企画・管理本部長
 2024年 3月 当社 社外取締役（現）
 2024年10月 株式会社ビー・ワイ・オー 執行役員 経営企画・管理本部長（現）

● 重要な兼職の状況：株式会社ビー・ワイ・オー執行役員 経営企画・管理本部長

● 2025年12月期取締役会出席状況：19/19回

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

浅井紀久子氏は、株式会社みずほ銀行において長年にわたり法人営業・ストラクチャードファイナンス等の業務を経験し財務会計に関する識見のほか、2017年より飲食業界の会社経営に携わっておられ、企業経営や業界の知見を有しております。これらを生かし、当社において発言、提言を行っていただくことを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。

7

再任

にし だ
西田けい じ
計治社外
独立生年月日
1957年7月13日所有する当社株式数
0株

● 略歴、地位および担当

1980年 4月 三井金属鉱業株式会社（現三井金属株式会社）入社
 2010年 6月 同社 執行役員 財務部長
 2011年 6月 同社 取締役兼常務執行役員兼CFO経営企画部長兼財務部長
 2014年 4月 同社 代表取締役 専務取締役兼専務執行役員兼CFO経営企画部長兼金属事業本部銅事業統括部長
 2016年 4月 同社 代表取締役社長
 2016年 4月 日本鉱業協会 会長
 2021年 4月 三井金属鉱業株式会社（現三井金属株式会社）取締役
 2021年 6月 同社 相談役
 2025年 3月 当社 社外取締役（現）

● 重要な兼職の状況：なし

● 2025年12月期取締役会出席状況：14／14回（2025年3月26日の就任後の回数）

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

西田計治氏は、三井金属株式会社において経営全般における責任者を歴任し財務会計に関する識見のほか、会社経営にも長年携わっておられ、企業経営やリスクマネジメントに関する豊富な識見を有しております。これらを生かし、当社において発言、提言を行っていただくことを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。

8

再任

いえ なが
家長ち え こ
千恵子社外
独立生年月日
1966年4月30日所有する当社株式数
0株

● 略歴、地位および担当

1987年 4月 神戸菱興サービス株式会社（現MHIファシリティーサービス株式会社）入社
 1996年 3月 セコム株式会社 入社
 2001年12月 株式会社プロアクティブ 入社
 2004年 4月 同社 東京支社統括責任者
 2009年 2月 株式会社JTBコーポレートセールス（現株式会社JTB）入社 コミュニケーション事業部マネージャー
 2012年 2月 同社 営業推進本部 教育事業推進局産学官連携担当マネージャー
 2014年 3月 法政大学大学院 政策創造研究科修士課程 修了
 2015年 4月 株式会社JTB総合研究所出向 コンサルティング事業部 コンサルティング第4部研究員
 2017年 4月 同社出向 コンサルティング事業部 コンサルティング第4部主任研究員
 2018年 4月 株式会社JTBコミュニケーションデザイン出向 ミーティング&コンベンション事業部 コンベンション局マネージャー
 2019年 1月 EU Business School DBA(経営管理学博士) program修了
 2019年 4月 玉川大学 観光学部 教授（現）
 2020年 4月 同大学 観光学部 教務主任
 2021年 4月 同大学 観光学部長
 2025年 3月 当社 社外取締役（現）

● 重要な兼職の状況：玉川大学 観光学部 教授

● 2025年12月期取締役会出席状況：14／14回（2025年3月26日の就任後の回数）

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

家長千恵子氏は、株式会社JTBおよび系列企業において長年にわたり観光業・旅行業等の業務を経験し、玉川大学で観光学部長を務められ、マーケティングや業界の知見のほか、経営管理学博士を修了し企業経営に関する豊富な識見を有しております。これらを生かし、当社において発言、提言を行っていただくことを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。

9

再任

やま だ
山田まさ お
政雄

社外

生年月日
1953年11月15日所有する当社株式数
0株

● 略歴、地位および担当

1978年 4月 同和鉱業株式会社（現DOWAホールディングス株式会社）入社
 2003年 4月 同社 エコビジネス&リサイクルカンパニー バイスプレジデント
 2003年 6月 同社 執行役員 エコビジネス&リサイクルカンパニー バイスプレジデント
 2005年 4月 同社 執行役員 エコビジネス&リサイクルカンパニー プレジデント
 2006年10月 同社 執行役員兼DOWAエコシステム株式会社 代表取締役社長
 2008年 4月 小坂製錬株式会社 代表取締役社長兼DOWAメタルマイン株式会社 取締役
 2009年 2月 DOWAホールディングス株式会社 上席執行役員
 2009年 4月 同社 上席執行役員副社長
 2009年 6月 同社 代表取締役社長
 2012年 4月 日本鉱業協会 会長
 2018年 6月 DOWAホールディングス株式会社 代表取締役会長
 2019年 3月 当社 社外取締役（現）
 2019年 6月 株式会社C Kサンエツ 社外取締役監査等委員（現）

● 重要な兼職の状況：株式会社C Kサンエツ 社外取締役監査等委員

● 2025年12月期取締役会出席状況：19/19回

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

山田政雄氏は、DOWAホールディングス株式会社において経営全般における責任者を歴任し環境事業に関する識見のほか、会社経営にも長年携わっておられ、企業経営やリスクマネジメントに関する豊富な識見を有しております。これらを生かし、当社において発言、提言を行っていただくことを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。

10

新任

ふく だ
福田ゆ み
祐実社外
独立生年月日
1988年5月27日所有する当社株式数
0株

● 略歴、地位および担当

2014年12月 弁護士登録
 2015年 1月 染井・前田・中川法律事務所 入所
 2025年 4月 染井・前田・中川法律事務所 パートナー弁護士（現）

● 重要な兼職の状況：染井・前田・中川法律事務所 パートナー弁護士

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

福田祐実氏は、企業法務を中心に、労務関連、消費者法関連、コンプライアンス対応等に関する豊富な実務経験を有しております。同氏は、これまで直接会社の経営に関与した経験はありませんが、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化に向けて、その専門的知見が取締役会の監督機能およびリスク管理体制の強化に資すると判断し、新任の取締役候補者といたしました。

● 略歴、地位および担当

- 1975年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行
- 1984年 4月 スイス日本興業銀行 資金為替部長
- 1993年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 国際資金部 インターバンク為替チーフディーラー
- 1996年 4月 同社 金融市場営業部副部長
- 1999年 4月 興銀証券株式会社（現みずほ証券株式会社） 執行役員兼資本市場グループ担当役員
- 2001年 5月 興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社（現アセットマネジメントOne株式会社） 常務取締役
- 2005年 6月 新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社） 専務執行役員兼企業金融本部長
- 2009年 6月 みずほ証券株式会社 常務執行役員兼関西・西日本投資銀行グループ長 中部投資銀行担当
- 2010年 6月 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング(現日本投資環境研究所) 取締役会長
- 2011年 4月 東海東京証券株式会社 専務執行役員兼企業金融本部長兼市場本部長
- 2015年 4月 東海東京インベストメント株式会社 取締役社長
- 2016年 4月 株式会社日本産業推進機構 顧問
- 2016年 4月 NSSK中部・北陸ジェンパー合同会社 社長（現）
- 2017年 9月 株式会社SORA GROUP 代表取締役（現）
- 2018年 4月 NSSKジェンパー2018A合同会社 社長（現）
- 2022年 2月 株式会社KANTEC 代表取締役（現）
- 2024年 1月 株式会社日本産業推進機構 経営委員会メンバー（現）
- 2024年 5月 株式会社カンテック 代表取締役（現）
- 2025年 1月 株式会社日本産業推進機構 パートナー兼マネージング・ディレクター（現）
- 2025年 9月 株式会社ウィザス 社外取締役（現）
- 2025年 9月 株式会社吉香 社外取締役（現）
- 2025年 9月 株式会社グローバルウィザス 社外取締役（現）
- 2025年11月 株式会社ベストライフ 取締役（現）

● 重要な兼職の状況：NSSK中部・北陸ジェンパー合同会社 社長、株式会社SORA GROUP 代表取締役、NSSKジェンパー2018A合同会社 社長、株式会社KANTEC 代表取締役、株式会社日本産業推進機構 経営委員会メンバー、株式会社カンテック 代表取締役、株式会社日本産業推進機構 パートナー兼マネージング・ディレクター、株式会社ウィザス 社外取締役、株式会社吉香 社外取締役、株式会社グローバルウィザス 社外取締役、株式会社ベストライフ 取締役

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

松永安彦氏は、資本業務提携先である株式会社日本産業推進機構のパートナーを務めており、証券金融、投資ファンド等の経験を通じて、事業拡大および新規開発の推進、事業構造改革に関する経験を有しております。これらを生かし、当社において発言、提言を行っていただくことを期待し、新任の取締役候補者といたしました。

- 注1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 浅井紀久子氏の戸籍上の氏名は佐藤紀久子であります。
3. 浅井紀久子氏、西田計治氏、家長千恵子氏、山田政雄氏、福田祐実氏および松永安彦氏は、社外取締役候補者であります。
4. 浅井紀久子氏、西田計治氏、家長千恵子氏および福田祐実氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たし、当社は浅井紀久子氏、西田計治氏および家長千恵子氏を独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合も届出を継続する予定であります。また、福田祐実氏の選任が承認された場合につきましても当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 浅井紀久子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年であり、西田計治氏および家長千恵子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年であり、山田政雄氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって7年であります。
6. 当社は、会社法第427条第1項および当社定款第30条の規定に基づき、浅井紀久子氏、西田計治氏、家長千恵子氏、山田政雄氏との間で「会社法第423条第1項の責任につき、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める最低責任限度額を限度として責任を負担する」旨の責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、当社は本契約を継続する予定であります。また、福田祐実氏および松永安彦氏の選任が承認された場合につきましても当社は両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社取締役を被保険者に含む役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしており、被保険者すべての保険料を全額当社が負担しております。各取締役候補者の選任が承認された場合、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
8. 当社は2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。本議案の各取締役候補者が所有する当社株式数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

第4号議案

監査役2名の選任の件

監査役中塩弘氏および清常智之氏は、本総会終結の時をもってその任期が満了いたします。つきましては監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1

再任

なか しお
中塩

ひろし
弘

社外

生年月日
1956年2月7日

所有する当社株式数
普通株式 800株

● 略歴および地位

1980年 4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
2000年 9月 大蔵省（現 財務省）「国債市場懇談会」 委員
2007年10月 みずほ証券株式会社 参与、プロダクツプロモーショングループ副グループ長兼ファンド商品開発部長
2008年 6月 DOWAホールディングス株式会社 執行役員、総務・法務担当
2009年 2月 同社 執行役員 総務・法務・CSR担当
2009年 4月 同社 執行役員 総務・法務・CSR・企画・財務担当
2009年 6月 同社 取締役
2009年10月 DOWAマネジメントサービス株式会社 代表取締役社長
2010年 7月 神島化学工業株式会社 監査役
2018年 3月 当社 監査役（現）

● 重要な兼職の状況：なし

● 2025年12月期取締役会出席状況：19／19回

● 2025年12月期監査役会出席状況：17／17回

社外監査役候補者の選任理由

中塩弘氏は、株式会社みずほ銀行、みずほ証券株式会社において、長年にわたり金融市場等での業務経験を積み、2008年にDOWAホールディングス株式会社執行役員、2009年以降同社取締役として、主に企画・管理部門における豊富な経験および識見を有しております。その経験・識見を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

● 略歴および地位

- 1987年 4月 三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社
- 2006年12月 中央三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）人事部次長
- 2009年 7月 同社 荻窪支店長
- 2011年 2月 同社 業務部長
- 2012年 4月 三井住友信託銀行株式会社 業務部・業務企画部長
- 2013年 4月 同社 名古屋駅前支店長
- 2016年 4月 同社 日本橋営業部長
- 2018年 4月 同社 執行役員 日本橋営業部長
- 2019年 6月 同社 執行役員 内部監査部統括役員
- 2024年 4月 三井住友トラスト保証株式会社 取締役社長（現）

● 重要な兼職の状況：三井住友トラスト保証株式会社 取締役社長

社外監査役候補者の選任理由

小鷹一志氏は、三井住友信託銀行株式会社において、長年にわたり融資・企画等の業務経験を培われ、2018年からは同社の執行役員を務められ内部監査担当をされたほか、2024年からは三井住友トラスト保証株式会社の取締役社長として経営に携わるなど、金融、企業経営・リスクマネジメントにおける豊富な経験および識見を有しております。その経験・識見を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、新任の社外監査役候補者といたしました。

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中塩弘氏は常勤の社外監査役候補者であります。
3. 小鷹一志氏は社外監査役候補者であります。
4. 中塩弘氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
5. 当社は、会社法第427条第1項および当社定款第40条の規定に基づき、中塩弘氏との間で「会社法第423条第1項の責任につき、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める最低責任限度額を限度として責任を負担する」旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は本契約を継続する予定であります。また、小鷹一志氏の選任が承認された場合につきましても当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社監査役を被保険者に含む役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしており、被保険者すべての保険料を全額当社が負担しておりますが、各監査役候補者の選任または再任が承認された場合、各監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
7. 当社は2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。本議案の各監査役候補者が所有する当社株式数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(ご参考) 取締役会全体としてのバランス、規模等に関する考え方

【スキル・マトリックス】

当社は、定款で取締役の員数の上限を12名と定めております。取締役候補者の選任においては、性別、年齢および国籍の区別なく、それぞれの人格および識見等を十分考慮し、善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する資質を備え、その職務と責任を全うできる適任者を選任する方針としています。

また、当社の業務に精通した「社内取締役」と当社と業種の異なる企業経営に携わり、豊富な経験を持ち合わせた「社外取締役」を組み合わせることで、取締役会全体として、識見・経験・能力をバランス良く備えた構成となるよう心がけており、各取締役の知識・経験・能力等の組み合わせをスキル・マトリックスとして一覧化しております。

	名前	独立性	当社が期待する識見・経験						
			企業経営・経営戦略	営業・マーケティング	人事・労務	財務・会計	法務・リスクマネジメント	サステナビリティ	当社業界の知見
取締役	山下 信典		○	○				○	○
	小宮 泰		○	○	○		○		○
	岡田 哲		○	○	○	○			○
	吉井 出		○			○	○		○
	原田 真憲		○	○		○		○	○
	浅井紀久子	独立社外	○			○	○	○	○
	西田 計治	独立社外	○			○	○	○	
	家長千恵子	独立社外	○	○			○	○	○
	山田 政雄	社外	○				○	○	
	福田 祐実	独立社外			○		○		
	松永 安彦	社外	○			○			

※上記一覧表は、当社が特に期待する識見や経験であり、各人の有する識見や経験のすべてを表すものではありません。

(ご参考) 取締役候補者の選任に当たっての方針と手続き

【指名報酬委員会】

当社は、取締役の選解任および指名手続きに係る取締役会機能の独立性・客観性と透明性を強化することを目的に、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を主要メンバーで構成する「指名委員会」を2019年に設置いたしました（2020年からは取締役の報酬を審議する「報酬委員会」と併せ「指名報酬委員会」に改組）。

取締役候補者の選任においては、性別、年齢および国籍の区別なく、それぞれの人格および識見等を十分に考慮し、善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する資質を備え、その職務と責任を全うできる適任者を選任することを方針としております。同委員会では、この方針に基づき、各候補者が適任であるかを審議し、その内容・結論について取締役会に答申しております。

補欠監査役1名の選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

いちむら ようすけ
市村 陽典

社外
独立

生年月日
1951年1月19日

所有する当社株式数
0株

● 略歴および地位

- 1976年 4月 裁判官任官・東京地方裁判所 判事補
- 1990年 4月 東京地方裁判所 判事
- 1997年 4月 東京地方裁判所 部総括判事
- 2009年 4月 水戸地方裁判所 所長
- 2010年 7月 東京高等裁判所 部総括判事
- 2013年 6月 横浜地方裁判所 所長
- 2015年 4月 仙台高等裁判所 長官
- 2016年 4月 総務省 行政不服審査会 委員（会長）
- 2019年 6月 株式会社ロッテ 社外取締役
- 2019年12月 弁護士登録/あさひ法律事務所 顧問（現）

● 重要な兼職の状況：あさひ法律事務所 顧問

補欠社外監査役候補者の選任理由

市村陽典氏は、高等裁判所および地方裁判所の裁判官を長年務められており、豊富な法的知識および法曹界での経験を有しております。同氏は、社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、その経験・識見を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。

1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 市村陽典氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 市村陽典氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員条件を満たしており、同氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、市村陽典氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項および当社定款第40条の規定に基づき、「会社法第423条第1項の責任につき、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める最低責任限度額を限度として責任を負担する」旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社監査役を被保険者を含む役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしており、被保険者すべての保険料を全額当社が負担しておりますが、市村陽典氏が社外監査役に就任した場合、同氏も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬額は、2007年3月29日開催の当社第74回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の目的、各対象取締役の職責の範囲及び当社の業績等諸般の事情を勘案いたしまして、上記の対象取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲及び当社の業績等諸般の事情を勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.08%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.83%程度）と希釈率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告44ページに記載の取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、本議案（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

第3号議案のご承認が得られた場合、取締役は11名（うち社外取締役6名）となり、対象取締役は5名となります。

記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

譲渡制限付株式としての当社普通株式の割当ては、当社取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとする。

- ① 対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として、その発行または処分に係る払込みを要せずに譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「無償交付」という。）
- ② 対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「現物出資交付」という。）

(1)無償交付の場合

無償交付の場合は、譲渡制限付株式の発行または処分に係る払込みは要しないが、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を算出し、当該算出された譲渡制限付株式に関する報酬等の額が上記の年額の範囲内となるようにする。

また、上記の譲渡制限付株式は、対象取締役が、下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として割り当てる。

(2)現物出資交付の場合

現物出資交付の場合は、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数の上限

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の概要

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとし、その他の事項は当社の取締役会において定めるものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任または退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任または退職した場合には、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当

社取締役会)で承認された場合(当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。)であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任または退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、メンバーの過半数を独立社外役員で構成する指名報酬委員会へ諮問し答申を得たうえで、取締役会の決議により決定します。取締役の報酬は、「基礎報酬」、「業績報酬」、「株式報酬」によって構成しています。但し、社外取締役の報酬については、独立した客観的立場から監督する役割を担うことから、個人別の業績を反映させる制度にはしていません。

取締役の基礎報酬は、月例の固定報酬とし、役割及び個人の責任に応じて、総合的に勘案して決定します。

業績報酬は、個人業績に応じて、予め設定したクラス別業績連動報酬基準額に個人別業績報酬評価基準及び当社の連結業績(売上高、経常利益、EBITDA、当期純利益等)に基づく支給割合を反映させた現金報酬として確定額を12で除して毎月一定時期に支給します。業績報酬の算定基準となる指標に連結業績を採用することで、企業利益と報酬の連動による事業成長への貢献意欲の向上を図っております。

株式報酬は、予め設定したクラス別年間株式報酬基準額を基礎とし、原則として、毎年一定時期に譲渡制限付株式の割当を行います。

取締役の個人別の基礎報酬額、業績報酬額、株式報酬額の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種、業態に属する企業をベンチマークとし、指名報酬委員会の答申を得たうえで、取締役会の決議により決定します。

また、各監査役の報酬は、業務執行から独立しているため固定報酬のみとし、監査役の協議により決定します。

以上

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

注. 金額百万円の表示は百万円未満を切り捨てております。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

事業環境と当社グループの対応

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や個人消費の持ち直しなどにより、緩やかな回復基調で推移しました。訪日外国人数が過去最多の年間4,268万人（日本政府観光局（JNTO）公表値）となり、ホテル・観光業界におきましてはインバウンド需要が伸長しました。

このような状況のもと当社グループでは、中期経営計画に沿い、付加価値向上・生産性向上施策を進めました。宿泊部門では、海外セールスとプロモーション強化によるインバウンド宿泊者数増加が寄与してADR（客室平均単価）が上昇しました。婚礼・宴会部門でも商品力強化により利用人員・単価が上昇し、その結果、全部門で前期比増収となりました。人材への投資においては、賃上げ等の処遇改善を実施するなど従業員エンゲージメント向上の取り組みを進めました。

当連結会計年度業績

これらの結果、当社グループ全体の売上高は前期比5,792百万円増収の82,004百万円、営業利益は前期比1,486百万円増益の13,795百万円、経常利益は前期比1,081百万円増益の13,704百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、主に税金費用が増加したことにより前期比157百万円増益の9,292百万円となりました。営業利益および経常利益は過去最高益となりました。

また、2021年9月28日に発行したA種優先株式につきましては、当連結会計年度中に償還（取得および消却）を完了しました。

当連結会計年度の業績の概要

(金額単位：百万円)

	当連結会計年度	前期比
売上高	82,004	5,792
営業利益	13,795	1,486
経常利益	13,704	1,081
親会社株主に帰属する当期純利益	9,292	157

■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



セグメント別の営業概況

	売上高(百万円)		営業利益又は損失(△) (百万円)	
	実績	前期比	実績	前期比
WHG事業	49,200	3,617	11,480	1,285
ラグジュアリー&バンケット事業	20,209	1,564	1,483	249
リゾート事業	11,289	523	925	4
その他 (調整額含む)	1,304	86	△93	△53
合計	82,004	5,792	13,795	1,486

注. 調整額は、セグメント間取引消去および各セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

WHG事業

仙台、浦和、新宿、東京ベイ有明、秋葉原、横浜桜木町、広島、キャナルシティ・福岡の各ワシントンホテル、札幌、新宿、浅草、銀座、田町、京都三条、大阪なんば、那覇、ソウル、台北の各ホテルグレイスリー、浅草、浜松町、京都の各ホテルタビノス、ISORAS CIKARANG

WHG事業では、機能性、利便性向上を目的とした客室改装や朝食内容の充実など付加価値向上施策を実施しました。さらに、欧米豪や東南アジアでの現地セールスや海外OTA（オンライントラベルエージェント）を活用したチェーンプロモーションの継続実施により、首都圏エリアに加えて地方ホテルにおいても訪日需要を獲得し、当連結会計年度のインバウンド宿泊者数が前期比で増加しました。加えて、季節特性や需給動向に合わせた価格設定によりADRが上昇しました。客室改装工事に伴い一部客室で売り止めを行ったものの、同事業全体では、前期比で売上高は3,617百万円増収の49,200百万円、営業利益は1,285百万円増益の11,480百万円となりました。

注. 浦和ワシントンホテルは当連結会計年度中に営業を終了しております。

ラグジュアリー&バンケット事業

ホテル椿山荘東京、ザ サウスハーバーリゾート、ルメルシェ元宇品、マリーエイド、カメラヒルズカントリークラブ、藤田観光工営(株)、(株)ビジュアルライフ

ラグジュアリー&バンケット事業では、「ホテル椿山荘東京」において、商品力の強化により単価が上昇し、婚礼、宴会、宿泊、料飲の全部門で前期比増収となりました。婚礼部門は、宴会場改装や提案力の向上など、ハード・ソフト両面の強化により、施行件数が増加しました。宴会部門は顧客ターゲットの見直しや新規開拓により、創立記念等の大型案件を獲得しました。同事業全体では前期比で売上高は1,564百万円増収の20,209百万円、営業利益は249百万円増益の1,483百万円となりました。

リゾート事業

箱根小涌園 天悠、箱根ホテル小涌園、箱根小涌園ユネッサン、箱根小涌園 美山楓林、箱根小涌園 三河屋旅館、伊東小涌園、伊東 緑涌、永平寺 親禅の宿 柏樹閣、下田海中水族館、藤乃煌 富士御殿場

リゾート事業では、「箱根小涌園 天悠」においてアクティビティの充実など付加価値向上施策を進めました。加えて、海外OTAでのプロモーション実施により欧米からの宿泊客が前期から増加し、高稼働を維持しつつADRが上昇しました。「箱根ホテル小涌園」では、休日はファミリー層、平日はインバウンドの集客策が奏功し、ADR・稼働率が前期比で上昇しました。「箱根小涌園ユネッサン」では、ウォータースライダーや森の湯のリニューアルを実施し、施設競争力を強化いたしました。同事業全体では前期比で売上高は523百万円増収の11,289百万円、営業利益は4百万円増益の925百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、「箱根ホテル小涌園」増室工事に伴う投資や、既存施設の客室および宴会場の改装などの品質向上を目的とした投資等を行った結果、設備投資等の総額は5,949百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、すべて金融機関からの借入により調達いたしました。借入金の返済を進めた結果、当連結会計年度末の借入金総額は前期末比9,744百万円減少の27,655百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

経営戦略

当社グループの「中期経営計画2028～Shine for Tomorrow, to THE FUTURE」では、持続的な成長を遂げるために、i. 環境に左右されない持続的成長基盤の確立、ii. 人材の確保・育成、iii. 健全な財務基盤の構築の3つを重点課題として掲げております。

経営環境を踏まえた基本認識

2025年は訪日外国人数が増加したこともあり、観光業界を後押しする環境が継続いたしました。

このような環境の下、当社グループは、付加価値・生産性向上により収益力を高めることへの取り組みを進めております。客室改装の実施による商品力の強化や、販路拡大などの取り組みを推進したことにより、各セグメントにおいて利用単価が上昇しました。また、コロナ禍に実施した構造改革の効果が定着したこともあり、営業利益は過去最高益の137億円となりました。

さらに、2021年に発行したA種優先株式の償還を完了するなど、財務基盤の健全化を進

めております。そのようななか、今後の持続的な成長を実現していくためには、既存事業のさらなる強化が必要であると認識しております。特に、新規出店や資産取得を通じた事業拡大を推進するための開発力の強化、そして競争力向上のための運営力・ブランド力の強化が課題と考えております。

これらの課題に対して、当社単独ではなく社外とのアライアンスも含めて取り組むことが、スピード感およびスケール感の両面からより効果的であるとの判断のもと、当社は2026年2月、日本産業推進機構グループと資本業務提携契約を締結いたしました。本提携により、日本産業推進機構グループが有する豊富なM&A経験等の専門知識を活用することで、当社のさらなる事業成長と企業価値向上の実現に努めます。環境変化に左右されない強固な経営基盤の構築を目指し中期経営計画を着実に推進するため、以下の戦略、施策を策定し、全社一丸となって取り組んでおります。

<戦略・施策>

I. 事業戦略

WHG事業

WHG事業においては、i.商品力強化による収益向上、ii.ブランド再整理と認知度向上、iii.ファンの獲得、iv.新規出店による拠点数拡大に取り組んでおります。

まず、商品力強化を目的として既存事業所の改装を進めております。観光需要に対応するため、シングルルームをダブルルームへの仕様変更やロビー、ラウンジなどの改装により利便性・快適性向上に取り組んでおります。また、認知度向上のため定期的なフェアの開催やメディア招待会の実施などによる露出度拡大を図っております。「ワシントンホテル」「ホテルグレイスリー」「ホテルタビノス」という各ブランドの認知度を向上させ、お客さまから選ばれるホテルブランドの確立を目指してまいります。

新規出店については、これまでの賃借主体から、新規物件取得に加え中古資産取得によるコンバージョンやフランチャイズ、マネジメントコントラクト(*1)といった多様な方法により、中長期的な拠点数の拡大を図ります。出店エリアについてもビジネスエリアのみならず、今後の需要動向を見据え、観光エリアへの出店計画も進めております。

(*1)ホテルの管理運営を受託する方式。

ラグジュアリー&バンケット事業

ラグジュアリー&バンケット事業では、i.保有資産の有効活用、ii.付加価値向上による収益力向上、iii.ブランド・ノウハウ・スキルの活用に取り組んでおります。

「ホテル椿山荘東京」では、広大で歴史ある庭園という貴重な資産を活用し、その価値・魅力を反映した商品・サービスを提供しております。四季折々の自然や景観、そして由緒ある歴史的背景を体感いただくことで、国内外のお客さまに唯一無二の体験価値を創出してまいります。

さらに、スイートルームご利用のお客さま専用ラウンジ「ル・シエル」の活用に加え、2026年秋には自然豊かな歴史ある庭園の眺望を有した新宴会場「フォレスト」がオープンいたします。都心とは思えない非日常の景色が宴席を特別なものといたします。これら

保有資産の活用により、ブランド力強化と利用単価の向上を図ってまいります。

また、広島㈱Share Clappingでは婚礼プロデュースのノウハウを活用した外部施設との提携を展開しており、今後も事業全体でノウハウ・スキルを活かした事業領域の拡大を進めてまいります。

リゾート事業

リゾート事業では、i.「箱根小涌園観光地化」の推進、ii.商品力強化と保有資産の活用、iii.新規出店による収益拡大に取り組んでおります。

箱根小涌園では、「箱根の観光客の誰もが訪れる場所」となることを目指し、お客さまの体験価値向上を目的とした自然体験のアクティビティ実施や季節ごとのお祭りイベントなどを開催しております。

「箱根ホテル小涌園」では、温泉半露天風呂付客室40室の増室およびレストラン拡張工事に着手し、客室増室については2027年のオープンに向けた準備を進めております。

また、2025年には「三河屋旅館」において改装を実施し、歴史ある建物の趣はそのままに、より快適で心地よい空間に生まれ変わりました。これら投資の実施などにより、訪日外国人客および長期滞在ニーズを取り込みつつ、小涌園エリア全体としての収容力・収益力の強化を図ってまいります。

さらに、箱根以外のエリアを含めた新規出店に向けた物件の探索を進め、事業全体での収益拡大を目指します。

II.人材戦略

人材戦略においては、「人材の確保」から「人材の育成」へと重点を移し、次世代人材の育成に向けた外部研修の継続実施、人事制度の見直し、専門人材の育成など、各側面から取り組みを推進しております。

処遇面では、休日数の拡大や育児短時間勤務制度の拡充などを実施、また、「トップマネジメントダイレクトミーティング」(*2)を通じて、経営陣が全国の事業所を訪問し従業員の声を直接聴く機会を継続的に設けております。これらを通じて、従業員エンゲージメントを高める企業風土を醸成することで、従業員が能力を発揮できる環境を構築してまいります。

これらを通じて、多様な人材が長期にわたり活躍できる基盤づくりを進めてまいります。

(*2)代表取締役など経営陣が全国の事業所を訪問し、従業員と対話を行うミーティング。

III.財務戦略

財務戦略においては、向上した収益力を背景に財務体質の改善が進捗し、A種優先株式150株について、全株式の償還を完了いたしました。今後も成長に向けた投資を積極的に実施し、収益を拡大させることで財務基盤の強化に一層努めてまいります。

IV.サステナビリティ戦略

サステナビリティ戦略の重点課題として、i.環境保全、ii.お客様の安心・安全、iii.ダイバーシティ&インクルージョン（人権尊重）、iv.地域社会への貢献と文化財・歴史的建造物の保全、v.企業倫理の遵守の5つを中核テーマとして掲げ、各事業所において具体的な取り組みを展開しております。

また、2025年には人権方針などのサステナビリティ関連方針を策定し、開示しております。

V.会員プログラム

会員プログラムにおいては、「THE FUJITA MEMBERS」は、会員数は80万人を超え、宿泊・レストラン・イベントなど多様なシーンを通じてご利用いただいております。公式アプリ機能の拡充や、会員データを活用して属性や利用実績に基づいた提案を実施することで利便性の向上に取り組み、顧客基盤の拡大を目指してまいります。

VI.新規事業の創出

新規事業の創出においては、産産連携、産学連携、社内公募など、多様な手法により事業領域の拡大を図っております。大学との連携によるビジネスコンテストの開催や、他社との協業を視野に入れた実証実験の実施など、外部との連携を通じて、新たな事業領域の開拓やサービスモデルの創出に取り組んでおります。

また、従業員を対象とした「事業化アイデア公募制度『BizNex（ビズネク）』」を通じて、事業アイデアを募る取り組みを進めております。継続的な事業創出に向けた体制を構築することで、実現性の高い新規事業の展開を目指しております。

<経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標などの進捗>

2024年から2028年までの5カ年の「中期経営計画2028～Shine for Tomorrow, to THE FUTURE」における数値計画と2025年の実績は以下のとおりです。

		2025年実績	2028年目標
収益性	売上高	820億円	800億円
	営業利益	137億円	80億円
	営業利益率	16.8%	10%
	ROE (当期利益/自己資本)	25.2%	10%以上維持
投資	設備投資額	59億円	5年累計 350億円
財務	営業CF	159億円	5年累計 450億円
	自己資本比率 (自己資本/総資産)	37.3%	25%以上維持

2025年の業績は、売上高820億円、営業利益137億円、ROE25.2%となり、2024年に続き、中期経営計画2028における最終年度の目標を上回る水準で推移しております。設備投資額は主にWHG事業における商品力強化を目的とした客室改装の実施等により59億円となりました。本年もWHG事業の複数施設において、引き続き客室改装を実施することや、「ホテル椿山荘東京」において宴会場を新設するなど、既存施設への投資を積極的に行っておりま

す。本中期経営計画につきましては、業績の回復により優先株式の償還を完了させるなど、当初の予定より前倒しで進捗しております。今後は持続的成長に向けたフェーズヘシフトし、将来を見据えた投資の実施などにより持続的成長基盤を構築してまいります。

当社は、2025年11月に設立70周年を迎えることができました。これまで長年にわたりご愛顧ご支援いただいた株主の皆さまをはじめとした関係者の皆さまへ心より感謝申し上げます。

今後も、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施や、非財務情報の適切な開示に努め、すべてのステークホルダーの皆さまと良好な関係を築きながら、企業価値の一層の向上を目指してまいります。

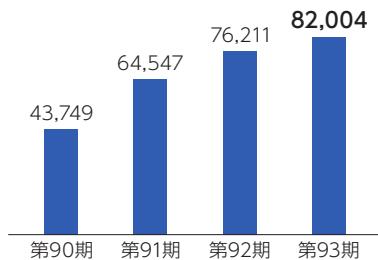
株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第90期 2022年12月期	第91期 2023年12月期	第92期 2024年12月期	第93期 (当連結会計年度) 2025年12月期
売 上 高	百万円 43,749	百万円 64,547	百万円 76,211	百万円 82,004
経常利益又は損失 (△)	百万円 △4,461	百万円 7,081	百万円 12,623	百万円 13,704
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失 (△)	百万円 △5,789	百万円 8,114	百万円 9,134	百万円 9,292
1株当たり当期純利益又は純損失 (△)	円 △96.61	円 135.41	円 146.71	円 154.19
総 資 産	百万円 99,962	百万円 93,496	百万円 94,041	百万円 98,834
純 資 産	百万円 22,740	百万円 25,974	百万円 25,651	百万円 36,818

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益については、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

■ 売上高 (百万円)



■ 経常利益又は損失 (△) (百万円)



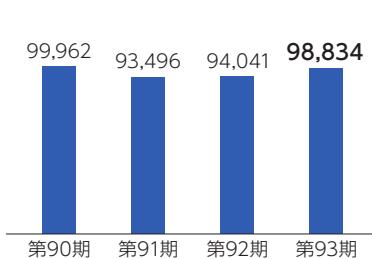
■ 親会社株主に帰属する当期純利益
又は純損失 (△) (百万円)



■ 1株当たり当期純利益又は純損失 (△) (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



(参考：キャッシュ・フロー等の状況)

区 分	第90期	第91期	第92期	第93期
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業活動による キャッシュ・フロー	645	11,109	15,905	15,922
投資活動による キャッシュ・フロー	△6,122	△5,919	△3,831	△5,685
フリーキャッシュ・フロー	△5,476	5,189	12,074	10,236
財務活動による キャッシュ・フロー	△8,935	△15,667	△11,311	△12,427
現金および現金同等物の 期末残高	24,110	13,675	14,446	12,245

(6) 重要な親会社および子会社の状況

ア. 親会社との関係

当社は親会社を有していません。

イ. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
W H G 西 日 本 株 式 会 社	10	100	ホテル（キャナルシティ・福岡ワシントンホテルほか）の営業
W H G 関 西 株 式 会 社	10	100	ホテル（ホテルグレイスリー京都三条ほか）の営業
W H G コ リ ア 株 式 会 社	百万ウォン 8,150	100	ホテルグレイスリーソウルの営業
W H G ホ テ ル タ ビ ノ ス 株 式 会 社	100	100	ホテル（ホテルタビノス浅草ほか）の営業
札 幌 ワ シ ン ト ン ホ テ ル 株 式 会 社	百万円 10	100	ホテルグレイスリー札幌の営業
株 式 会 社 フ ェ ア ト ン	百万円 50	100	ホテル客室・ビル等の清掃管理、保安サービス、環境衛生管理
台 灣 藤 田 飯 店 股 份 有 限 公 司	百万新台幣 300	100	ホテルグレイスリー台北の営業
株 式 会 社 S h a r e C l a p p i n g	百万円 30	100	結婚式場・宴会場（ザ サウスハーバーリゾートほか）の営業
伊 東 リ ゾ ー ト サ ー ビ ス 株 式 会 社	50	100	伊東小涌園の営業
株 式 会 社 ア ウ ト ド ア デ ザ イ ン ア ン ド ワ ー ク ス	100	100	藤乃煌 富士御殿場の営業

ウ. 事業年度末日における特定完全子会社の状況

当社は特定完全子会社を有していません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、ホテル、レストラン、婚礼・宴会場およびレジャー施設等の運営を主要な事業内容とし、さらに各事業に関連する各種サービス等の提供を行っております。

各事業セグメントの主な内容は、次のとおりであります。

事業セグメント	主 な 内 容
WHG事業	宿泊主体型ホテル事業
ラグジュアリー&バンケット事業	婚礼・宴会・レストラン・ホテル・ゴルフ・装花・庭園管理・写真事業
リゾート事業	ホテル・旅館・レジャー事業
その他事業	清掃管理等の事業

(8) 主要な事業所

ア. 当 社 本 社

東京都文京区

イ. 当社の主要な事業所

事 業 所 名	所 在 地
ホ テ ル 椿 山 荘 東 京	東京都文京区
新 宿 ワ シ ン ト ン ホ テ ル	東京都新宿区
ホ テ ル グ レ イ ス リ ー 新 宿	東京都新宿区
箱 根 小 涌 園	神奈川県箱根町
東京ベイ有明ワシントンホテル	東京都江東区
横浜桜木町ワシントンホテル	神奈川県横浜市
秋葉原ワシントンホテル	東京都千代田区
ホテルグレイスリー銀座	東京都中央区
ホテルグレイスリー浅草	東京都台東区
仙台ワシントンホテル	宮城県仙台市

ウ. 子会社の主要な事業所

事業所名	所在地	会社名
ホテルグレイスリーソウル キャナルシティ・福岡ワシントンホテル	韓国ソウル特別区 福岡県福岡市	W H G コリア株式会社 W H G 西日本株式会社
ホテルグレイスリー札幌	北海道札幌市	札幌ワシントンホテル株式会社
ホテルグレイスリー台北	台湾台北市	台湾藤田飯店股份有限公司
ホテルグレイスリー京都三条	京都府京都市	W H G 関西株式会社
広島ワシントンホテル	広島県広島市	W H G 西日本株式会社
カメラアヒルズカントリークラブ	千葉県袖ヶ浦市	藤田リゾート開発株式会社
ホテルグレイスリー大阪なんば	大阪府大阪市	W H G 関西株式会社
ホテルタビノス浅草	東京都台東区	W H G ホテルタビノス株式会社
ホテルグレイスリー那覇	沖縄県那覇市	W H G 西日本株式会社

(9) 従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計 年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	814名	21名増	41.3歳	16.3年
女	824名	87名増	31.2歳	7.0年
合計または平均	1,638名	108名増	36.2歳	11.6年

- 注1. 従業員数には、契約社員、パート、アルバイト等は含まれておりません。
 2. 当連結会計年度の契約社員、パート、アルバイト等（期中平均雇用人員）は1,869名であり、前期に比べ9名増加しております。
 3. 平均年齢および平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	6,094
株式会社三菱UFJ銀行	4,840
三井住友信託銀行株式会社	4,482
株式会社日本政策投資銀行	2,942
株式会社静岡銀行	2,350

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、当社が運営するホテル椿山荘東京の他ホテルとの間の情報交換について、独占禁止法第2条第6項に該当し同法第3条の規定に違反するおそれがあるとして、2025年5月8日に公正取引委員会から警告を受けました。当該行為はすでに是正済みであり、当社は、今回の警告を真摯に受け止め、法令遵守の取り組みをさらに強化し、再発防止を徹底してまいります。

2. 当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	44,000,000株
	A種優先株式	150株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	12,207,424株 (自己株式223,704株含む)
	A種優先株式	0株
(3) 株 主 数	普通株式	14,758名
	A種優先株式	0名
(4) 大株主の状況 (上位10名)		

株 主 名	所 有 株 式 数	総 持 株 比 率
	千株	%
DOWAホールディングス株式会社	3,814	31.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	722	6.03
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	572	4.78
野村證券株式会社	379	3.16
明治安田生命保険相互会社	300	2.51
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	246	2.06
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510312	220	1.84
日本生命保険相互会社	218	1.82
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	201	1.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510311	190	1.59

注1. 株主名および所有株式数は、2025年12月31日現在の株主名簿によるものであります。

注2. 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

注3. 総持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式223千株を除き、小数点第3位を四捨五入しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	山 下 信 典	社長執行役員
取締役	小 宮 泰	人事総務本部管掌
取締役	岡 田 哲	人事総務本部管掌
取締役	吉 井 出	企画本部管掌
取締役 社外 独立	浅 井 紀久子	株式会社ビー・ワイ・オー執行役員経営企画・管理本部長
取締役 社外 独立	西 田 計 治	
取締役 社外 独立	家 長 千恵子	玉川大学観光学部教授
取締役 社外	山 田 政 雄	株式会社CKサンエツ社外取締役監査等委員
常勤監査役	小 室 真 吾	DOWAホールディングス株式会社社外監査役
常勤監査役	森 本 哲 哉	
常勤監査役 社外	中 塩 弘	
監査役 社外 独立	清 常 智 之	株式会社スリーエフ社外監査役

- 注1. 取締役のうち浅井紀久子、西田計治、家長千恵子および山田政雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 注2. 監査役のうち中塩弘および清常智之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 注3. 取締役 浅井紀久子、西田計治、家長千恵子および監査役 清常智之は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 注4. 2025年3月26日開催の第92回定時株主総会において、新たに西田計治、家長千恵子は取締役に選任され、就任いたしました。
- 注5. 取締役高見和徳および鷹野志穂は、2025年3月26日開催の第92回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- 注6. 常勤監査役 中塩弘および監査役 清常智之は金融機関での長年の業務経験を通じて培った財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

ア. 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、メンバーの過半数を独立社外役員で構成する指名報酬委員会へ諮問し答申を得たうえで、取締役会の決議により決定します。取締役の報酬は、固定報酬としての「基礎報酬」と、変動報酬としての「業績報酬」によって構成しています（非金銭報酬等は支給しません）。但し、社外取締役については、独立した客観的立場から監督する役割を担うことから、個人別の業績を反映させる制度にはしていません。

取締役の基礎報酬は、月例の固定報酬とし、役割および個人の責任に応じて、総合的に勘案して決定します。

業績報酬は個人業績に応じて、予め設定したクラス別業績連動報酬基準額に個人別業績報酬評価基準および当社の連結業績（売上高、経常利益、EBITDA、当期純利益等）に基づく支給割合を反映させた現金報酬として確定額を12で除して毎月一定時期に支給します。

業績報酬の算定基準となる指標に連結業績を採用する狙いは、企業利益と報酬の連動による事業成長への貢献意欲の向上を目的としております。

取締役の個人別の基礎報酬額と業績報酬額の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種、業態に属する企業をベンチマークとし、指名報酬委員会の答申を得たうえで、取締役会の決議により決定します。

また、各監査役の報酬は、業務執行から独立しているため固定報酬のみとし、監査役の協議により決定します。

イ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2007年3月29日開催の定時株主総会において、取締役に支給する報酬上限額を年額3億円以内、社外取締役に支給する報酬上限額を年額3千万円以内、監査役に支給する報酬上限額を年額8千万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時での取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）、監査役の員数は4名です。

また、2019年3月27日開催の定時株主総会において社外取締役に支給する報酬上限額を、年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時での取締役の員数は9名（うち、社外取締役は4名）です。

ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、各取締役の基礎報酬および業績報酬等の額ならびに業績報酬の支給割合に関し、指名報酬委員会に諮問し答申を受けております。

取締役会から委任を受けた代表取締役兼社長執行役員山下信典は、基礎報酬に関してはその役割および個人の責任ならびに成績に応じて、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の個人別のクラスを決定します。

また、業績報酬に関しては、基礎報酬において決定された各取締役の個人別のクラスを基礎とし、これに個人別業績を評価して決定された個人別業績報酬評価基準に、指名報酬委員会の答申を受け取締役会で決議された種類別の報酬の割合および業績報酬の支給率を勘案した範囲内ならびに株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の個人別の業績報酬の内容を決定します。

これらの権限を委任した理由は、会社事業運営を総括している社長執行役員に委任することが適切な判断につながるためです。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が各取締役の基礎報酬および業績報酬等の額ならびに業績報酬の支給割合に関し、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

エ. 第93期における取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	支給人員	支給総額	種類別の支給総額		摘要	
			基本報酬	業績報酬		
取締役	10名	169,410千円	131,430千円	37,980千円	うち社外6名	24,000千円
監査役	4名	70,080千円	70,080千円	-	うち社外2名	27,360千円
合計	14名	239,490千円	201,510千円	37,980千円		

- 注1. 上記実績には、2025年3月26日開催の第92回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役2名が含まれております。
- 注2. 業績報酬に関する業績指標である当社の第92期連結業績は、売上高76,211百万円、経常利益12,623百万円、EBITDA16,221百万円、親会社株主に帰属する当期純利益9,134百万円であり、当該実績を踏まえた業績報酬を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	浅井紀久子	株式会社ビー・ワイ・オー執行役員経営企画・管理本部長	重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	家長千恵子	玉川大学観光学部教授	重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	山田政雄	株式会社CKサンエツ社外取締役監査等委員	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	清常智之	株式会社スリーエフ社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	浅井 紀久子	当事業年度開催の取締役会19回のすべてに出席し、会社経営および金融市場での豊富な経験・識見に基づき、また、ダイバーシティ&インクルージョンの観点から、取締役会で積極的な提言を行いました。さらに、独立社外役員として指名報酬委員会の委員長を務めました。
社外取締役	西田 計治	2025年3月26日付で当社社外取締役に就任し、就任後開催された取締役会14回のすべてに出席し、長年にわたる会社経営により培った経験・識見に基づき、取締役会で積極的な提言を行いました。また、独立社外役員として指名報酬委員会の委員を務めました。
社外取締役	家長 千恵子	2025年3月26日付で当社社外取締役に就任し、就任後開催された取締役会14回のすべてに出席し、会社経営および業界に関する豊富な経験・識見に基づき、また、ダイバーシティ&インクルージョンの観点から、取締役会で積極的な提言を行いました。また、独立社外役員として指名報酬委員会の委員を務めました。
社外取締役	山田 政雄	当事業年度開催の取締役会19回のすべてに出席し、長年にわたる会社経営により培った経験・識見に基づき、取締役会で積極的な提言を行いました。
社外監査役	中 塩 弘	当事業年度開催の取締役会19回のすべて、および監査役会17回のすべてに加え、常勤監査役として取締役会議題等の事前審議を行う審議会のすべてに出席しております。長年にわたる金融市場での業務経験、事業会社での執行役員・取締役により培った豊富な経験・識見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	清 常 智之	当事業年度開催の取締役会19回のすべて、および監査役会17回のすべてに出席し、長年にわたる金融市場での融資・企画等で培った豊富な経験・識見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から必要な発言を適宜行いました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項ならびに当社定款第30条および第40条の規定に基づき、当社は上記社外取締役および社外監査役の全員との間で、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社取締役および当社監査役、当社執行役員、当社子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して、負担することになった株主代表訴訟や第三者訴訟等による損害賠償金および争訟費用を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、当該役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(注) 東陽監査法人は、2025年3月26日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により会計監査人を退任いたしました。

(2) 会計監査人の選定方針と理由

当社は監査役会で定めた会計監査人の評価基準に照らし、監査実績、品質管理、独立性、監査の実施体制、報酬見積額等を総合的に勘案して、会計監査人を選定しております。

(3) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

注1. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」をもとに、前事業年度の監査実績の分析・評価および監査計画と実績との対比を踏まえた当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画と報酬額の見積りとの妥当性を確認し、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 上表の報酬等以外に、当事業年度において、前任会計監査人である東陽監査法人に対し、会計監査人交代に伴う引継関連業務の報酬2百万円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。そのほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務ならびに当社および子会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

<業務の適正を確保するための体制>

内部統制システムの基本方針

当社グループは、その使命、価値観を明確にするとともに、すべての役員および従業員がその職務を遂行するにあたって心がけるべき行動あるいは心がまえに関する基本方針として、社是・社訓（経営指針・行動指針）を定めております。

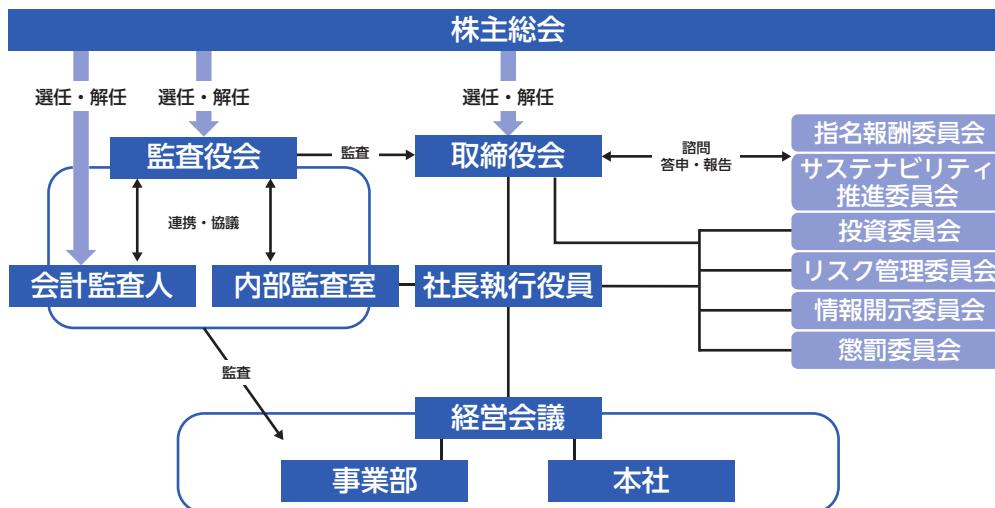
また、当社グループに係わるすべての人々およびステークホルダーから信頼され、法令等を遵守し、社会に開かれた公正で透明性のある企業集団を目指して「倫理規程」を定め、目的達成のための過程で起きる様々な法律上および倫理上の問題を解決していくための基準を示しております。

さらには、企業の社会的責任を果たすにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、信頼性・透明性の高い企業集団を目指して内部統制システムの改善と向上に努め内部監査室や情報開示委員会の設置等、組織面の対応を進めております。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、事業を通じて豊かな社会の実現に貢献する企業を目指し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーと良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制図



各種委員会の開催目的と構成

指名報酬委員会

- (目的) 取締役の報酬、選解任および取締役候補者の指名基準の妥当性を審議し、指名手続きに関わる取締役会の独立性・客観性・透明性を強化。審議結果について取締役会に答申する。
- (構成) 委員長：独立社外取締役
メンバー：独立社外取締役、社内取締役、常勤監査役（過半数を独立社外取締役とする）

サステナビリティ推進委員会

- (目的) 長期的な企業価値の向上を目的とし、事業を通じ社会への貢献に資する施策の検討、運用方針および主管部署の選定を行い、定期的に活動内容を取締役に報告する。
- (構成) 委員長：社長執行役員または社長執行役員が指名するもの
メンバー：委員長が指名するもの

投資委員会

- (目的) 投資内容・効果について専門的な見地から実施前審査を行うことで、投資の妥当性を評価するとともに、審査した案件の効果測定を定期的に行うことで、より吟味された投資案件の立案・実行につなげる。
- (構成) 委員長：企画本部管掌取締役
メンバー：人事総務本部管掌取締役、本社内各関係部門責任者ほか

リスク管理委員会

- (目的) 当社グループの経営に係るリスクの掌握とその低減を図る。
- (構成) 委員長：社長執行役員または社長執行役員が指名するもの
メンバー：各事業部企画部門責任者、本社内各関係部門責任者ほか
オブザーバー：常勤監査役

情報開示委員会

- (目的) 法令や諸規則で求められる開示情報の適時・適切な開示と投資家にとって有益と思われる情報や重大な事件・事故等の発生の開示についての適確な判断を行う。
- (構成) 委員長：企画本部管掌または企画本部管掌が指名するもの
メンバー：各事業部企画部門責任者、本社内各関係部門責任者ほか
オブザーバー：内部監査室長

懲罰委員会

- (目的) 就業規則および会社規程に基づく、役員および従業員の懲罰についての審議と決定を行う。
- (構成) 委員長：社長執行役員
メンバー：人事総務本部管掌取締役、本社内各関係部門責任者ほか
オブザーバー：常勤監査役、内部監査室長

(1) 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の職務執行に関しては、取締役会においてグループ内各組織の責任範囲である「業務分掌」を定め、同じく取締役会が承認する「職務権限規程」に基づき、案件ごとに適切な決裁者を定めて職務執行を行っております。また、法の改正等必要に応じ弁護士や会計士等外部の専門家に助言を求めたうえで、社内規程の制定や改廃を行っております。

当社は社外取締役4名を含むすべての取締役が出席する取締役会を原則として毎月開催し、法令等で求められる事項および経営上重要な事項についての決議・報告を行っております。また、取締役の職務執行の監査機関として監査役会を設置しております。

また、社長執行役員直轄の内部監査室を設置し、定期的を実施する内部監査を通じて、当社グループの業務が法令、定款および社内規程に則して適当、妥当かつ合理的に行われているか、諸規程が適正、妥当であるかを検証し、その結果を代表取締役および監査役に定期的に報告しております。

情報の開示に関しては、企画本部管掌取締役を委員長とする「情報開示委員会」を設けて、取締役会議案等に関わる情報開示の要否等を事前に確認したうえで、適切な開示に努めております。

当社の各子会社は、当社の事業本部または本社内各部門のいずれかに所属し、当社が定めるコーポレート・ガバナンスの規則に応じた諸規程に基づいて、内部統制が十分に機能するよう、経営計画を策定、業績目標を設定し、その目標達成に向けた具体策を立案し、実行しております。

また、当社は「関係会社および有価証券投資先管理規程」を定めて、各事業部および本社を通じて、各子会社に対する適切な経営管理や意思決定を行うほか、内部監査室が直営事業所、子会社の区別なく定期的に内部監査を実施するとともに、原則、当社常勤監査役のうち誰かが各子会社の監査役に就任し、監査を行うことで業務の適正を確保する体制としております。

そのほか、当社グループのコンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報窓口（「りんりんホットライン」）を設置しているほか、通報者である従業員が不当な取扱いや不利益を蒙ることのないよう防御した内部通報制度を、社外を含めた複数の窓口において運用しております。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、「職務権限規程」に基づいた権限および「回議決裁規程」で定めた方法により決裁した文書を、法令および「文書取扱規程」に基づき保存しております。その他の重要文書についても、同規程に則り、閲覧、謄写可能な状態で各管掌部門、各子会社においてはそれぞれの総務担当部署が管理・保管しております。

また、諸規程の改定については、必要に応じて実施しております。

情報の保存および管理に係る体制としては、「内部情報管理および内部者取引防止規程」や「個人情報保護方針」等を整備して、情報の漏えい、滅失、紛失の防止に努めております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会を設置して、当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクを洗い出し、定期的に見直すとともに、必要に応じ損失を抑えるための対応を行い、その結果を定期的に取締役会に報告しております。

また、「事故報告基準」を定め、事件・事故が発生した場合には、同基準に則り、速やかな報告を求め、必要な対応を行っております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会の開催に先んじて、審議会を開催し、取締役会議長が必要と認めた事項に関わる事前審議を行っております。

また、社長執行役員が議長を務め、執行役員および社長執行役員が指名した者を構成員とする経営執行会議を毎月1回開催し、経営状況に関わる認識を共有し、必要な対策を協議しております。

当社グループは取締役会において中期経営計画や年度予算・「事業計画」を策定し、それに基づいて目標を設定し、「職務権限規程」および別途定める業務分掌に基づき、子会社を含め各事業部および本社において、その目標達成に向けた具体策を立案し、実行しております。

各子会社においては、取締役会を定例開催し、法令で定められた事項および経営上重要な事項について決議・報告を行っております。これら取締役会での意思決定に係る記録については、それぞれが所属する各事業部および本社の所管部門へ報告されております。

(5) 監査役を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役からの要請がある場合には、専属の使用人を配置し、監査役の命令下において監査業務が遂行できる体制を確保します。また、その使用人に係る人事異動、人事考課、懲戒処分については、事前に監査役に報告を行い、了承を得るものとしております。

(6) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、毎月開催される取締役会に出席して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から必要に応じて発言を行っております。

常勤監査役は審議会にも出席し、当社グループの経営における重要な事項の審議に適切に参加しているほか、月1回開催される経営執行会議については、会議資料の速やかな提出を受けております。

さらには、子会社の監査役を兼務している場合、その子会社において開催される定例の取締役会に出席しております。

監査役は、取締役から法定の事項のほか当社および当社グループに重大な影響をおよぼす事項等の内容について速やかに報告を受けるとともに、必要に応じて報告を求めることができるものとしております。また、社長執行役員が決裁した回議書ならびに監査役から請求があった回議書については、回覧をしております。

監査役は、内部監査室が実施する内部監査についての監査実施計画を協議し、実施結果についてその報告を受けております。

また、内部監査室が受けた「りんりんホットライン」への通報状況およびその内容について随時、報告を受けております。これらの通報等を行った者が不当な扱いを受けないように「内部通報に関する規程」を定めております。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

取締役会は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、監査役が職務を遂行するうえで必要な諸費用を予算化しております。

(7) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当要求については断固として拒絶することを基本方針としております。また、「倫理規程」のなかにその旨を規定し、すべての役員および従業員に周知徹底しております。

体制としては、人事総務本部の安全対策担当を対応統括部署とし、警察、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、および顧問弁護士等の外部機関と連携して、社内体制の整備や情報の収集・管理等の対応全般を行っております。各事業所においては、管轄警察署と平素から緊密な連携を保ち、あわせて対応統括部署との連絡・通報・相談体制を確立しております。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況>

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」に基づいた業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

- ・取締役会を19回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営における重要な事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議を行いました。
- ・監査役会を17回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ・財務報告の信頼性におよぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議した後、開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ・情報の保存および管理に係る体制については、個人情報を含めた会社の機密情報の管理・廃棄方法のさらなる厳格化に向けた検討を進めました。
- ・リスク管理委員会を4回開催し、当社の潜在的リスクの洗い出しおよび見直しを行いました。
- ・情報開示にあたっては、情報開示委員会を開催し、取締役会議案や当社事業に関わる重要な事項について開示要否を事前に確認し、適切な開示を行いました。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	12,255	支払手形及び買掛金	1,239
受取手形及び売掛金	5,888	短期借入金	7,792
商品及び製品	52	1年以内に返済期限の到来する長期借入金	7,388
仕掛品	28	未払法人税等	3,037
原材料及び貯蔵品	506	未払消費税等	855
その他金	1,949	賞与引当金	408
貸倒引当金	△4	その他	8,645
流動資産合計	20,676	流動負債合計	29,366
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	12,475
建物及び構築物	34,899	役員退職慰労引当金	104
工具・器具・備品	5,184	退職給付に係る負債	5,845
土地	5,990	資産除去債務	964
一ス勘定	2,521	会員預り保証金	9,976
建設仮勘定	1,795	繰延税金負債	2,698
その他	825	その他	583
計	51,215	固定負債合計	32,648
無形固定資産		負債合計	62,015
ソフトウェア	475		
その他	178	(純資産の部)	
計	653	株主資本	
投資その他の資産		資本金	100
投資有価証券	16,716	資本剰余金	12,013
差入保証金	9,362	利益剰余金	18,688
その他	213	自己株式	△917
貸倒引当金	△4	株主資本合計	29,885
計	26,288	その他の包括利益累計額	
固定資産合計	78,157	その他有価証券評価差額金	6,693
		繰延ヘッジ損益	19
		為替換算調整勘定	△414
		退職給付に係る調整累計額	634
		その他の包括利益累計額合計	6,933
		純資産合計	36,818
資産合計	98,834	負債及び純資産合計	98,834

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上		82,004
売上費用		63,978
営業利益		18,025
受取利息	6	4,229
受取配当金	307	13,795
受取貸入金	128	
受取入金	56	
受取他	32	
受取利息	120	651
受取配当金		
受取貸入金		
受取入金		
受取他		
営業外費用	441	
固定資産の減価償却	132	
支払利息	68	
支払税金	100	742
経常利益		13,704
特別損失	25	
事業撤退損失	4	29
特別損失		
減損	309	
事業撤退	21	
固定資産の減損	13	
災害による減損	11	
その他	0	357
税金等調整前当期純利益		13,376
法人税	3,693	
住民税等	390	4,083
当期純利益		9,292
親会社株主に帰属する当期純利益		9,292

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100	14,067	9,955	△911	23,211
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△559		△559
剰余金(その他資本剰余金)の配当		△53			△53
親会社株主に帰属する当期純利益			9,292		9,292
自 己 株 式 の 取 得				△2,005	△2,005
自 己 株 式 の 消 却		△2,000		2,000	－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△2,053	8,733	△5	6,673
当 期 末 残 高	100	12,013	18,688	△917	29,885

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	2,691	8	△372	112	2,440	25,651
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△559
剰余金(その他資本剰余金)の配当						△53
親会社株主に帰属する当期純利益						9,292
自 己 株 式 の 取 得						△2,005
自 己 株 式 の 消 却						－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,002	10	△42	522	4,492	4,492
当 期 変 動 額 合 計	4,002	10	△42	522	4,492	11,166
当 期 末 残 高	6,693	19	△414	634	6,933	36,818

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)
該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および名称

連結子会社の数 24社

連結子会社の名称

藤田観光工営(株)、(株)フェアトン、(株)ビジュアライフ、札幌ワシントンホテル(株)、浦和ワシントンホテル(株)、WHG西日本(株)、WHGサービス(株)、リザーベーションサービス(株)、伊東リゾートサービス(株)、鳥羽リゾートサービス(株)、WHG関西(株)、下田アクアサービス(株)、藤田リゾート開発(株)、藤田観光マネジメントサービス(株)、藤田プロパティマネジメント(株)、(株)Share Clapping、(株)Share Clapping Fukuoka、藤田ホスピタリティマネジメント(株)、(株)アウトドアデザインアンドワークス、藤田セレンディピティ(株)、WHGホテルタビノス(株)、WHG KOREA INC.、PT.FUJITA KANKO INDONESIA、台湾藤田飯店股份有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 0社

(2) 持分法を適用していない関連会社の名称

ワシントン・コンドミニアム(株)

当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみてそれぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除いております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品 …個別法による原価法

その他 …移動平均法および最終仕入原価法併用による原価法

③デリバティブ

…時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ソフトウェアを除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

執行役員等の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。連結子会社の一部は、役員退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主に宿泊、宴会、レストラン及びこれに付随するホテルサービスを国内外の顧客に対して提供しており、顧客にサービスを提供した時点及び商品を引き渡した時点でこれらの履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

取引価格は、契約により定める商品および役務の対価の額に基づいており、各商品および役務ごとに定められている独立の価格を基に算出しております。

なお、サービスの提供のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しておりますが、特例処理の適用要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ヘッジ対象…借入金金利

③ヘッジ方針

金利変動によるリスクを回避する目的で、対象物の範囲内に限定して個々の取引ごとにヘッジしております。

④ヘッジの有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の金利変動の累計とヘッジ手段の金利変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、評価しております。ただし、金利スワップの特例処理を採用している場合は、決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社および一部の連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	WHG 事業	ラグジュアリー &バンケット 事業	リゾート 事業	計		
売上高						
宿泊	45,691	3,533	8,896	58,121	－	58,121
婚礼	－	7,713	－	7,713	－	7,713
宴会	－	3,631	－	3,631	－	3,631
料飲	－	3,378	－	3,378	－	3,378
日帰り・レジャー	－	－	1,869	1,869	－	1,869
その他	3,480	1,868	518	5,867	1,422	7,290
顧客との契約から生じる収益	49,171	20,124	11,284	80,581	1,422	82,004
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	49,171	20,124	11,284	80,581	1,422	82,004

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない清掃事業、不動産周辺事業、会員制事業などがあります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	6,158
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,888
契約負債（期首残高）	1,554
契約負債（期末残高）	1,302

連結貸借対照表において顧客との契約から生じた債権は「受取手形及び売掛金」に該当し、契約負債は、「流動負債」の「その他」に計上しております。契約負債は、客室、レストラン、宴会及びそれらに付帯するサービスの提供に対する前受金に関連するものです。

また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,404百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引期間が1年以内の契約は注記の対象に含めておりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	459
1年超	179
合計	638

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産残高	51,215百万円
無形固定資産残高	653百万円
減損損失	309百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、資産を事業用資産、共用資産、遊休資産にグループ化し、事業用資産については事業の種類別（営業施設）に区分し、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて資産のグルーピングを行っております。その他の資産については、それぞれ個別の物件ごとに区分しております。

営業施設のうち、経営環境が著しく変化した施設、営業活動から生じる損益が継続してマイナスの施設、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化（営業終了等を含む）があった施設の資産で、投資回収が見込めない部分について減損損失を認識しました。遊休不動産は、市場価格が下落している資産について減損損失を認識しました。

なお、営業施設の回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により測定しており、使用価値は割引前将来キャッシュ・フローがマイナスのため零とし、正味売却価額は相続税財産評価基準に拠る評価額を基礎として評価しております。遊休不動産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、価格指標は鑑定評価額および相続税財産評価基準に拠る評価額を使用しております。

②主要な仮定

各資産グループの回収可能価額の算定に用いた主要な仮定は、宿泊施設の稼働率、単価です。これらは、入手可能な情報や資料に基づき合理的に設定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な仮定については見積りの不確実性が高く、将来の経済情勢や金融情勢の変動等により仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の固定資産の減損損失に影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産残高	－百万円
繰延税金負債残高	2,698百万円
法人税等調整額	390百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の事業計画等に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積りに用いた主要な仮定は、宿泊施設の稼働率、単価です。これらは、入手可能な情報や資料に基づき、合理的に設定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な仮定については見積りの不確実性が高く、将来の経済情勢や金融情勢の変動等により仮定の見直しが必要となった場合、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

受取手形	－百万円
売掛金	5,888百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

82,839百万円

3. 担保提供資産

有形固定資産	27,944百万円
投資有価証券	6,813百万円

上記の資産は、長期借入金（1年以内に返済期限の到来する長期借入金を含む）および短期借入金21,732百万円の担保に供しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	12,207,424株	－株	－株	12,207,424株
A種優先株式	20株	－株	20株	－株
計	12,207,444株	－株	20株	12,207,424株

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。
A種優先株式は2025年8月25日付で取得及び消却したことによる減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年3月26日 第92回定時株主総会	普通株式	479百万円	40円 00銭	2024年12月31日	2025年3月27日
2025年3月26日 第92回定時株主総会	A種優先株式	80百万円	4,010,958円 90銭	2024年12月31日	2025年3月27日
2025年8月8日 取締役会	A種優先株式	53百万円	2,680,486円 04銭	2025年8月25日	2025年8月25日

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年3月25日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

	株式の 種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年3月25日 第93回定時株主総会	普通 株式	838百万円	利益剰余金	70円 00銭	2025年12月31日	2026年3月26日

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達計画に基づき、必要な資金を銀行等の金融機関からの借入により調達しております。また、デリバティブについては、借入金の金利変動リスクを回避する目的で、対象物の範囲内に限定して利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客に対する信用リスクを有しておりますが、取引相手ごとに残高管理を行うなど、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを有しておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク管理を行っております。

差入保証金は、主に賃借契約に係る保証金・敷金として差入れており、契約終了時に一括して返還されるものであります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は営業取引や設備投資を目的とした資金調達であります。借入金のうち、変動金利借入には金利の変動リスクを有しておりますが、一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して当該リスクを回避しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

会員預り保証金は、主にゴルフ会員権の預託金等であり、会員との契約終了時に一括して返還されるものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (*2)			
其他有価証券	16,526	16,526	—
(2) 差入保証金	9,362	7,873	△1,489
資産計	25,888	24,399	△1,489
(1) 1年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金	19,863	19,437	△425
(2) 会員預り保証金	9,976	9,252	△723
負債計	29,840	28,690	△1,149
デリバティブ取引 (*3)	30	30	—

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式等	189

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は () で示しております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,255	—	—	—
受取手形及び売掛金	5,888	—	—	—
合計	18,144	—	—	—

(注2) 短期借入金および長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	7,792	—	—	—	—	—
長期借入金	7,388	4,367	3,106	2,487	1,635	878
合計	15,180	4,367	3,106	2,487	1,635	878

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	16,526	—	—	16,526
デリバティブ取引				
金利関連	—	30	—	30
資産計	16,526	30	—	16,556

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	7,873	—	7,873
資産計	—	7,873	—	7,873
1年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金	—	19,437	—	19,437
会員預り保証金	—	9,252	—	9,252
負債計	—	28,690	—	28,690

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ取引の時価は、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関からの提示価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、返還期間の見積りを行い、国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該スワップ金利と一体として処理された元利金の合計額を、同様に借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

会員預り保証金

会員預り保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを、返還すると見込まれるまでの預り期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

1. 1株当たり純資産額 614円47銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	36,818百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	－百万円
普通株式に係る期末の純資産額	36,818百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	59,918千株

2. 1株当たり当期純利益 154円19銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	9,292百万円
普通株主に帰属しない金額	53百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	9,239百万円
普通株式の期中平均株式数	59,920千株

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割)

当社は、2025年11月7日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月1日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社普通株式の株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整えるとともに、当社普通株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とするものです。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年12月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録されている株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する当社普通株式の数

株式分割前の発行済株式総数	12,207,424株
今回の分割により増加する株式数	48,829,696株
株式分割後の発行済株式総数	61,037,120株
株式分割後の発行可能株式総数	220,000,000株

3. 分割の日程

基準日公告日	2025年12月12日
基準日	2025年12月31日
効力発生日	2026年1月1日

※基準日当日は、株主名簿管理人の休業日にあたり、実質的な基準日は2025年12月30日となります。

(重要な契約の締結)

当社は、2026年2月10日開催の取締役会において、日本産業推進機構グループが管理又はサービス提供を行う投資事業有限責任組合及びLimited Partnershipが出資するNSSK-GAMMA2合同会社との間で資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）を締結することを決議し、同日付で締結しました。

また、本資本業務提携契約の締結に関連して、2026年2月10日付で当社の主要株主である筆頭株主及びその他関係会社であったDOWAホールディングス株式会社（以下、「DOWAホールディングス」といいます。）とNSSK-GAMMA2合同会社の間において、DOWAホールディングスが保有していた当社の普通株式の一部をNSSK-GAMMA2合同会社に譲渡されております（以下、「本株式譲渡」といいます。）。

1. 目的及び理由

事業報告の「1. 当社グループの現況に関する事項」の「(4) 対処すべき課題」に記載の内容をご参照下さい。

2. 契約の相手会社の名称

NSSK-GAMMA2 合同会社

3. 契約締結の時期

取締役会決議日	2026年2月10日
本資本業務提携契約の締結日	2026年2月10日
本資本業務提携の開始日（本株式譲渡の実行日）	2026年2月10日

4. 契約の内容

(1) 業務提携の内容

当社とNSSK-GAMMA2は、当社の事業成長と企業価値の向上を実現することを目的として、以下に掲げる事項を含む協力関係を構築してまいります。今後、両社間で具体的な施策について検討を進めてまいります。

- ① M&A体制強化及びホテルオペレーターの取得支援
- ② 資産取得を含めた開発力の強化
- ③ 地域の宿泊施設のバルク取得
- ④ 人材の供給提携
- ⑤ IR支援
- ⑥ バリュースアップの支援
- ⑦ その他、当社の企業価値の向上に資する取り組み

(2) 資本提携の内容

NSSK-GAMMA2は、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社であったDOW Aホールディングスとの間において、2026年2月10日付で株式譲渡契約を締結し、同契約に基づき当社株式14,980,000株（発行済株式総数比（自己株式を除く）：25.00%、議決権所有割合：25.00%）を市場外の相対取引により取得しました。

本資本業務提携に伴う重要な合意は以下の通りとなります。

① 事前承諾事項

当社は、NSSK-GAMMA2の事前の書面による承諾がない限り、以下の何れかの行為を行わない旨を合意しております。なお、NSSK-GAMMA2は当該承諾を不合理に拒絶、留保又は遅延しない旨を合意しております。

- 定款の変更

- 当社又は当社の一部の子会社における株式、新株予約権、新株予約権付社債等（以下、「株式等」といいます。）の発行若しくは処分（但し、(i)(a)NSSK-GAMMA2の当社に対する株式保有割合又は議決権割合を減少させる場合、又は(b)当社の子会社に対する株式保有割合若しくは議決権割合を減少させる場合で、かつ(ii)子会社の株式等については、当社及びその子会社以外の第三者に株式等を発行又は処分する場合に限り、また、(iii)発行又は処分後の潜在株を含む議決権割合で5%以内の当社又はその子会社の役員又は従業員に対する株式報酬又はインセンティブプランとしての株式等の発行又は処分を除く。）

- 重要な資産の売却

② 取締役候補者の指名権

NSSK-GAMMA2は、2025年12月期の当社の定時株主総会（2026年3月開催予定）以降、当社の取締役候補者のうち2名を指名する権利（但し、2025年12月期の定時株主総会においては1名のみを指名する権利）を有する旨を合意しております。

③ 株式の追加取得

NSSK-GAMMA2は、本株式譲渡の実行日から一定期間、当社の事前の書面による承諾を得た場合又は一定の例外的事由が生じた場合を除き、直接又は間接的に、当社の株式等を取得すること又はその合意をすること、及び当社の株式等を取得する意図又は取得の申入れに関して公表を行うことはできない旨を合意しております。

④ 株式の譲渡制限

NSSK-GAMMA2は、本株式譲渡の実行日から一定期間、当社の事前の書面による承諾を得た場合又は一定の例外的事由が生じた場合を除き、本株式譲渡により取得した当社の株式を第三者に譲渡し、担保を設定し、又はその他の処分をすることはできない旨を合意しております。

本合意は、本資本業務提携による当社の事業成長と企業価値の向上に向けたNSSKとの提携関係の構築・深化を促進することを目的としたものであり、また、その内容についても当社の経営の自主性・独立性が確保されるよう配慮した内容となっており、何れも当社のガバナンスへの影響は軽微と考えております。

5. 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

本資本業務提携は中長期的に両社の業績の向上に資するものと考えておりますが、当社の翌連結会計年度の連結業績に与える影響は軽微です。

(投資有価証券の売却)

当社は、DOWAホールディングスが2026年2月10日に開示した「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」に対応して、当社が保有するDOWAホールディングスの普通株式の一部を応募し、売却することについて、2026年2月10日開催の取締役会において決議し、2026年2月12日付で当該投資有価証券の売却が完了いたしました。

1. 投資有価証券売却の理由

当社はコーポレートガバナンス・コードに基づき、政策保有株式の保有の意義や経済合理性等を総合的に検証した上で保有の適否を判断している中で、当該保有銘柄であるDOWAホールディングスの普通株式について、保有株式数の見直しを検討してまいりました。当該検討の結果、当社が保有するDOWAホールディングスの普通株式の一部を売却することで、保有株式数を縮減することとしました。

2. 投資有価証券売却の内容

- (1) 売却する投資有価証券の内容：1銘柄
- (2) 投資有価証券の売却時期：2026年2月12日
- (3) 投資有価証券売却益の額：5,999百万円

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
高価		63,543
利益		48,858
費用		14,684
益		3,984
益		10,699
利息	129	
金	307	
金	44	
入	32	
賃	134	
他	108	757
用		
息	448	
損	130	
損	65	
他	60	704
益		10,752
益		
額	1,971	
額	25	
他	4	2,000
失		
失	303	
損	13	
失	11	
他	0	329
益		12,423
税		
引	3,129	
法	284	3,413
法		
当		9,010
期		
純		
利		
益		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	100	25	14,053	14,078
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
剰余金（その他資本剰余金）の配当			△53	△53
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 消 却			△2,000	△2,000
固定資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△2,053	△2,053
当 期 末 残 高	100	25	11,999	12,024

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利益剰余金計			
	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	合 計		
当 期 首 残 高	605	8,350	8,956	△911	22,223
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△559	△559		△559
剰余金（その他資本剰余金）の配当					△53
当 期 純 利 益		9,010	9,010		9,010
自 己 株 式 の 取 得				△2,005	△2,005
自 己 株 式 の 消 却				2,000	-
固定資産圧縮積立金の取崩	△39	39	-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	△39	8,490	8,450	△5	6,391
当 期 末 残 高	566	16,841	17,407	△917	28,614

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	2,691	8	2,700	24,923
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△559
剰余金（その他資本剰余金）の配当				△53
当 期 純 利 益				9,010
自 己 株 式 の 取 得				△2,005
自 己 株 式 の 消 却				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,002	10	4,013	4,013
当 期 変 動 額 合 計	4,002	10	4,013	10,404
当 期 末 残 高	6,693	19	6,713	35,328

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券 …償却原価法 (定額法)

子会社株式および関連会社株式 …総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。

その他 …移動平均法および最終仕入原価法併用による原価法

(3) デリバティブ

…時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ソフトウェアを除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(4) 役員退職慰労引当金

執行役員等の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に宿泊・宴会、レストラン及びこれに付随するホテルサービスを国内外の顧客に対して提供しており、顧客にサービスを提供した時点及び商品を引き渡した時点でこれらの履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

取引価格は、契約により定める商品および役務の対価の額に基づいており各商品および役務ごとに定められている独立の価格を基に算出しております。

なお、サービスの提供のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しておりますが、特例処理の適用要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ヘッジ対象…借入金金利

(3) ヘッジ方針

金利変動によるリスクを回避する目的で、対象物の範囲内に限定して個々の取引ごとにヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の金利変動の累計とヘッジ手段の金利変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして評価しております。ただし、金利スワップの特例処理を採用している場合は、決算日における有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産残高 46,101百万円

無形固定資産残高 621百万円

減損損失 303百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と実質的に同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債残高 2,962百万円

法人税等調整額 284百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と実質的に同一であります。

3. 関係会社への投融資に関する評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式残高	15,589百万円
関係会社短期貸付金残高	12,753百万円
上記に係る貸倒引当金残高	5,885百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

関係会社株式については、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、将来計画に基づき、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。関係会社短期貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定

関係会社への投融資の評価に用いた主要な仮定は、宿泊施設の稼働率、単価です。これらは入手可能な情報や資料に基づき、合理的に設定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの主要な仮定については見積りの不確実性が高く、将来の経済情勢、金融情勢の変動等により仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類における関係会社株式および関係会社短期貸付金の回収可能性の評価に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 76,394百万円 |
| 2. 担保提供資産 | |
| 有形固定資産 | 27,578百万円 |
| 関係会社株式 | 6,813百万円 |
- 上記の資産は、長期借入金（1年以内に返済期限の到来する長期借入金を含む）および短期借入金21,732百万円の担保に供しております。
- | | |
|--------------------------------|-----------|
| 3. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| 短期金銭債権 | 12,785百万円 |
| 長期金銭債権 | 103百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,899百万円 |
| 長期金銭債務 | 1,762百万円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高は次のとおりであります。

売上高	649百万円
売上原価・販売費及び一般管理費	3,931百万円
営業取引以外の取引高	166百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	223,128株	576株	－株	223,704株
A種優先株式	－株	20株	20株	－株
計	223,128株	596株	20株	223,704株

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。A種優先株式は2025年8月25日付で取得及び消却したことによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	2,498百万円
退職給付引当金	2,120百万円
貸倒引当金	2,085百万円
減損損失	1,388百万円
資産除去債務	216百万円
未払事業税	172百万円
投資有価証券評価損	67百万円
役員退職慰労引当金	31百万円
その他	331百万円
繰延税金資産小計	8,914百万円
評価性引当額	△7,920百万円
繰延税金資産合計	994百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△3,581百万円
固定資産圧縮積立金	△309百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△55百万円
その他	△10百万円
繰延税金負債合計	△3,956百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△2,962百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	7,768百万円
1年超	51,179百万円
合計	58,947百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	PT.FUJITA KANKO INDONESIA	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注1)	—	短期 貸付金	2,805
子会社	WHG関西(株)	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1、2、4)	—	短期 貸付金	2,053
子会社	台湾 藤田 飯店 股份有限公司	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注3、4)	174	短期 貸付金	1,721
子会社	WHGホテル タビノス(株)	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1、2、4)	—	短期 貸付金	1,715
子会社	WHG西日本(株)	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1、2、4)	—	短期 貸付金	1,013

(注1) 財政状態等を勘案し、貸付金利を免除しております。

(注2) CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による取引であり、残高は随時変動するため取引金額は記載せずに、期末残高のみを表示しております。

(注3) 市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注4) 子会社への貸倒懸念債権 (短期貸付金) に対し、3,778百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において1,373百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

1. 1株当たり純資産額 589円60銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	35,328百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	-百万円
普通株式に係る期末の純資産額	35,328百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式数の数	59,918千株

2. 1株当たり当期純利益 149円48銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	9,010百万円
普通株主に帰属しない金額	53百万円
普通株式に係る当期純利益	8,956百万円
普通株式の期中平均株式数	59,920千株

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

重要な後発事象に関する注記は、「(連結注記表) 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

藤田観光株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 米林 喜一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 畑村 国明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、藤田観光株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、藤田観光株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

藤田観光株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 米林 喜一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 畑村 国明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藤田観光株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告およびその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお、事業報告書に記載の独占禁止法に関する事項に関して、監査役会は、当社が法令遵守の取組みを強化し、再発防止を徹底していることを確認しております。

2026年2月12日

藤田観光株式会社 監査役会

常勤監査役 小 室 真 吾 ㊟

常勤監査役 森 本 哲 哉 ㊟

常勤監査役 中 塩 弘 ㊟

監 査 役 清 常 智 之 ㊟

(注) 常勤監査役中塩弘および監査役清常智之は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

会場のご案内

[開催会場]

ホテル椿山荘東京 バンケット棟5階 「グランドホール 椿」

東京都文京区関口二丁目10番8号 電話 03-3943-1111 (代表)



[交通のご案内]

JR山手線目白駅より

JR目白駅改札出口正面、

「目白駅前」から、

都営バス系統 [白61]

新宿駅西口行き (有料) にて約10分

「ホテル椿山荘東京前」

下車

東京メトロ有楽町線江戸川橋駅より

東京メトロ有楽町線江戸川橋駅 「1a」 出口より徒歩約10分

- ① **バンケット棟正面玄関** 江戸川橋を渡り、目白坂下交差点を左折。目白通りの新目白坂を道なりに約500m。(上り坂がございます)
- ② **神田川口** 江戸川橋を渡り、神田川沿い遊歩道を直進約400m。自動ドアより敷地内に入り道なりに約100m。(上り坂がございます)
- ③ **庭園入口** 江戸川橋を渡り、神田川沿い遊歩道を直進約500m。

※株主総会当日のみ9:00~17:00まで入退園いただけます。来場の際は係員に議決権行使書用紙をご提示ください。以後は閉門いたしますのでご了承ください。